

令和 2 年度

第 1 回 千葉市廃棄物処理施設設置等審議会

議事録

日時 令和 2 年 7 月 28 日（火）午前 10 時 32 分～午後零時 00 分
場所 千葉市緑区役所 5 階 5-1 会議室

令和２年度第１回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会議事録（議事要旨）

１ 日 時：令和２年７月２８日（火）午前１０時３２分～午後零時００分

２ 場 所：千葉市緑区役所５階 ５－１会議室

３ 出席者：（委員）

齋藤（利）会長、矢野副会長、齋藤（尚）委員、杉田委員、高橋委員、柳井委員
（事務局）

柏戸資源循環部長、川瀬産業廃棄物指導課長、工平産業廃棄物指導課長補佐、
鈴木産業廃棄物指導課主査

（申請者）丸徳興業株式会社 川山取締役他 ５名

４ 議 題

（１）会長、副会長の選任について

（２）産業廃棄物処理施設（焼却施設）の設置について

（３）その他

５ 議事の概要

（１）会長、副会長の選任について

委員の互選により、齋藤（利）委員が会長に選任され、矢野委員が副会長に指名された。

（２）産業廃棄物処理施設（焼却施設）の設置について

産業廃棄物処理施設（焼却施設）の設置については、意見があれば書面にて事務局へ提出し、事務局と会長で答申を作成することに決定。

（３）その他

特になし

６ 会議経過

午前１０時３２分 開会

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 定刻を若干過ぎておりますけれども、ただいまから令和２年度第１回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を開催いたします。

私は、本日の会議の司会を務めさせていただきます千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課の工平と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の皆様には事前にお送りさせていただきました当審議会の開催通知ですが、訂正について既にご連絡差し上げているところですが、通知下部の資料欄の「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」との記載につきましては、正しくは「産業

廃棄物処理施設設置許可申請書」となります。改めてこの場をお借りして訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、開会に当たりまして、資源循環部長の松戸よりご挨拶申し上げます。

【松戸資源循環部長】 千葉市環境局資源循環部長の松戸でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、コロナ禍の大変な状況の中、本日もご出席賜りまして、誠にありがとうございます。そして、日頃より本市の廃棄物行政の推進に対しまして、ご理解、ご協力を賜っておりまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議題ですけれども、2つございまして、会長、副会長をご選任いただいた後、廃棄物処理法に基づき、丸徳興業株式会社から提出された産業廃棄物処理施設設置許可申請に対し、同法に基づきまして、委員の皆様方からご意見を賜りたいと考えております。

委員の皆様ご承知のとおり、焼却施設につきましては、環境へ与える影響が懸念される一方、廃棄物の減量化、無害化のためには不可欠なものでございまして、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 本日の会議につきましては、審議会設置条例第5条第2項に、審議会は半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないと規定されているところですが、本日は全委員の出席をいただいておりますので、当会議は成立しております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、本日は委員改選後初の審議会ですので、委員の皆様をお手元の名簿順に紹介させていただきます。恐縮ではございますが、その場でご起立をお願いいたします。

日本大学理工学部教授、齋藤利晃委員です。

【齋藤委員】 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 千葉大学環境リモートセンシング研究センター准教授、齋藤尚子委員です。

【齋藤（尚）委員】 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 千葉商科大学商経学部教授、杉田文委員です。

【杉田委員】 杉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 公益社団法人におい・かおり環境協会顧問、高橋通正委員です。

【高橋委員】 高橋です。よろしくお願いいたします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会代表理事・会長、柳井薫委員です。

【柳井委員】 柳井です。よろしくお願いします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 千葉工業大学情報科学部教授、矢野博夫委員です。

【矢野委員】 矢野でございます。よろしくお願いいたします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
資源循環部長の松戸でございます。

【松戸資源循環部長】 よろしく申し上げます。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 産業廃棄物指導課長の川瀬でございます。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 川瀬でございます。よろしく申し上げます。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 産業廃棄物指導課主査の鈴木でございます。

【鈴木産業廃棄物指導課主査】 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 以上になります。

なお、本日は、申請者である丸徳興業株式会社さんにも出席していただいております。

次に、お手元にあります資料は議事次第の記載のとおりとなります。不足等ありましたら、随時お声かけください。

なお、当審議会につきましては、千葉市情報公開条例第 25 条の規定で原則公開としております。また、議事録についても公開となり、記録のため録音及び速記者も同席していますので、あらかじめご了承ください。

それでは、早速、議題（1）の「会長、副会長の選任について」、お諮りいたします。

当審議会につきましては、委員改選後初の審議会であり、会長がまだ決まっておりません。審議会設置条例第 5 条に会長が議長を務めることとされておりますので、会長が決定するまでは私が進行を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 ありがとうございます。

審議会の会長については、審議会設置条例第 4 条第 2 項に基づき、委員の互選により定めることとされております。いかがいたしましょうか。

【齋藤（尚）委員】 こちらの審議会に従前より参加しておられて、経験豊かな学識経験者でいらっしゃる齋藤利晃委員に会長をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 ただいま齋藤尚子委員から、齋藤利晃委員を推薦される意見がありました。そのほかにご意見ございますでしょうか。

特にないようであれば、皆様の同意が得られましたら、齋藤利晃委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 ありがとうございます。それでは、齋藤利晃委員に会長をお願いいたします。

続きまして、副会長の選任ですが、設置条例第 4 条第 4 項において、会長の都合が悪いときに職務を代理する委員を副会長として会長があらかじめ指名することとされておりますので、齋藤会長よりご指名をお願いいたします。

【齋藤（利）会長】 それでは、矢野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 矢野委員さん、いかがでしょうか。

【矢野委員】 はい、大丈夫です。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 ありがとうございます。それでは、会長、副会長が決定しましたので、誠に恐縮ですが、お席のご移動をお願いいたします。

（齋藤（利）委員、矢野委員、会長・副会長席へ移動）

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 それでは、これからの議事の進行は会長にお願いしたいと思います。齋藤会長、よろしくをお願いいたします。

【齋藤（利）会長】 それでは、ご指名をいただきましたので、会長をやらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

早速ですけれども、議事のほうに移らせていただきたいと思います。

本日の議題の２つ目ですけれども、「産業廃棄物処理施設の設置について」ということで、初めに事務局からご説明をお願いいたします。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課、川瀬でございます。座って説明させていただきます。

まず、今回の審議会の設置の根拠について簡単にご説明させていただきます。廃棄物処理法第 15 条の 2 において、廃棄物焼却施設について設置をする場合は、生活環境の保全に関し、関係省令で定める事項について、専門的知識を有する者の意見を聞かなければならないとなっております。この意見を聞く場が許可の基準の一つとなっております。そのために今回開催をしております。

それでは、資料 1 をご覧ください。まず、審議案件の概要です。

申請者、丸徳興業株式会社 代表取締役 徳山東見、千葉市稲毛区轟町 5 丁目 3 番 11 号。

申請内容、産業廃棄物処理施設（焼却施設）の設置（処理能力 20t／日）。この 20t ですけれども、具体的にどのような規模か見当がつかないと思いますので、補足させていただきますと、市の清掃工場は 450t あります。450t でも 150t 炉が 3 基なので、規模的に言うと 1 基の 10 分の 1 ちょっとという感じです。

取扱品目ですが、これは焼却するものということです。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、感染性廃棄物となっております。

設置場所については、先ほどご覧いただきました中央区村田町 893 番 486 となっております。

この焼却炉は、法的に廃棄物処理法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法により法的な規制がかかります。これについては、千葉市廃棄物処理施設等設置指導要綱におきまして事前協議で既に審査をしておりますが、これから届出を受けることとなります。

焼却炉の種類ですが、今回は、ロータリーキルンとストーカー炉の複合の焼却炉

となっております。種類としますと、ストーカー炉のほか、ガス化改質炉、流動床炉、シャフト炉、キルン炉、こういうものがあります。普通、公共施設の焼却炉というのはストーカー炉式を用いております。

今回の丸徳さんのロータリーキルンについてですが、先ほど資料に付箋を貼らせていただきました焼却炉という図面、こちらをご覧くださいと思います。

まず、焼却炉が大きく 3 つの図面が書かれていますが、一番左の図面が上から見た図面となっております、これが先ほど見たところの敷地境界のところについているものとなります。

これを Y-Y 断面、右下の図面をご覧くださいますと、まず、投入プッシャーというところが書かれていると思います。ここからごみを投入します。

次に、ロータリーキルンと書かれているところがあります。ロータリーキルンは、回転しながらここでごみを加熱してガス化する構造になっております。

その次に焼却炉と書かれているところがあります。この図面が右の上の図面、具体的な図面になっております。

この下、丸い絵の下に階段状のものが書かれているかと思いますが、これがストーカーというところになっております。このストーカーというのは細かく上下運動するのですが、それでごみを押し出して、なおかつ下から空気を送り込んで燃やすという構造になっております。

ここからの排ガスの処理ですが、先ほどの大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、こちらの規制がかかるのですが、処理については、ガス冷却塔で冷却した後、消石灰で処理。ここで塩化水素、硫黄酸化物を落とします。その後、バグフィルターでばいじんとか先ほど消石灰で処理したものをここで抑えて廃棄されるという仕組みになっております。

この焼却施設の申請経緯ですが、資料 1 に書かれているとおり、今年の 3 月 16 日から 4 月 14 日まで、廃棄物処理法に基づく申請書の縦覧を行いました。それについては意見は特にありませんでした。

私のほうからの説明は以上でございます。

次に、丸徳さんのほうから事業の概要についてお願いします。

【申請者】 丸徳興業の川山です。先ほど現地をご覧くださいました。雑ぱくですが、説明させていただきます。

今、課長さんからご案内ありました焼却炉に関して、改めてご説明というほどのことはないのですが、概要については今おっしゃったとおりです。

20t 炉というのは非常にコンパクトです。先ほどご説明ありました。実は排ガス規制あるいは大気、当然いろんなことを考慮しますと、最大限に言いますと、生産性といいますか、コストから考えますとぎりぎりの炉の大きさです。これ以上小さいと排ガス装置にお金がかかってコスト的に厳しい。しかし、大きくするには資本が非常にかかるということで、私どもとしても一番適切な炉と考えております。

また、敷地的には、ご案内のように工業専用区域で、あそこの敷地は当社の所有

地ですから、その中で十分やれると考えております。

本日、先ほど現場でご説明しましたけれども、ご質問等があれば、榎澤行政書士さん、近藤設計さんからはお 2 人見えています。それから、この設置に当たり、環境アセスメントを約 3 年かけてさせていただきました上総環境さん、それから、建築設計に当たりましては潮設計さんが見えています。ご質問等があればご説明をしたいと思います。

焼却炉の説明に関しては、雑ぱくですが、以上のとおりとさせていただきます。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 審議案件の概要について、説明は以上になります。

では、会長、お願いします。

【齋藤（利）会長】 分析した何かを映すというのはどういう話なんですか。その話は気にしないでいいんですね。全く関係ないんですね。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 特に使わないです。

【鈴木産業廃棄物指導課主査】 使わないということによろしいですか。

【申請者】 DVD ですか。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 焼却施設の説明資料、パワーポイントか何か使われるのであれば。

【申請者】 特に用意してきていません。

【齋藤（利）会長】 資料はないということですね。分かりました。どうもご説明ありがとうございました。

それでは、これから皆様方と意見交換をしていきたいと思います。この資料と今ご説明いただいた内容で、どなたからでも結構ですので、ご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。口火をどなたか。柳井委員にお願いいたします。

【柳井委員】 申請書の 3 枚目、第 2 面のところで、維持管理に関する計画に係る事項が、内容が生活環境影響調査において環境基準を達成していることをもって維持管理に関する計画事項になっています。環境基準の達成というのは一施設で達成するものではなくて、行政も含め総体で達成するものですから、生活環境影響調査としてはこれでよくて、環境基準と比較してどうだというのはいいのですが、この項目は、本来は環境基準というよりも、自分たちは環境負荷を最大限下げるために法規制を遵守する、または法規制よりもさらに厳しくするか、そういう書きっぷりで、ダイオキシンが 5 ナノではなく 2 にするか 1 にするか、どこでもいいですが、法規制を上回ってはいけませんが、そういう書きっぷりでなければいけない。維持管理に関する計画事項にしては内容が少し違うのではないかと。その辺のことを教えていただきたい。これは全体的にずっとつながっていくので、この辺だけ確認しておきたい。

【齋藤（利）会長】 ありがとうございます。初めの許可申請書の第 2 節のところに記載されているものについてご指摘を頂きました。

【柳井委員】 維持管理事項を書くのが一般的ですよ。排出ガスはこういう規制を守ります、または 2 分の 1 にしますとか、そういうのが普通じゃないでしょうかと

お聞きしているんです。これだと施設として何をするかが書いてない。後を見れば一応書いてありますが、それもまた後で聞きたいんですが、そのことを書くのではないかと。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 まず、生活環境の保全のための環境基準を達成するというのは、今、先生がおっしゃったとおり、これは大気というか、恐らく大気環境の環境基準のことだと思います。

【柳井委員】 環境基準の達成というのは個々の事業者が達成するのは非常に難しいわけで、あり得ないことに近いものですね。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 もしここで書くのであれば、環境基準を犯さないような努力をするとか。

【柳井委員】 そうじゃなくて、基本的にここは排出基準を書くべきじゃないですか。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 上のほうに排出基準は書かれているのですが、ここで、これについては特に影響は大きなものではないとか、そういう書きっぷりになるのかなと思います。

【柳井委員】 操業するために何を達成するかです。例えば排ガスの SO_x は k 値でいく。規制値をそのまま書くのか、規制値を少し厳しく書くのかという、自分たちの施設から出るときにはどういう管理をしますということをここに書かないと。それで計算した結果が環境基準は達成しましたというだけの話です。ですから、自分たちは何を守るということをここに書かなければいけない。生活環境だと多分組立てになって、ある条件に基づいて結果がどうだと書いて、それをそのまま載せているのはこの番地としては少し違うのかなと。施設として何をするかをまず書いて、その結果、生活環境影響調査をやってみたら環境基準についてはどうだったという程度の話なんです。ですから、ここに書くのは施設はどのような運転をするかではないかとお伺いしているんです。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 ここに書くのであれば、最新の設備を用いて排ガスの処理を行い、生活環境、環境基準に影響のないものとするというような書きぶりなのかなと思います。

【柳井委員】 さらに加えて、目標値を数値化してここに書かなければいけない。後の生活環境のところで公害何とか規制値の目標値という数値がありますけれども、数値が分かるようなものをぴしっと書くのが基本ですね。これを守りますよと。だと私は思うんです。市さんのほうはこれで受け取られているわけですが。

【齋藤（利）会長】 ただ、ここは記載を変えるような話ではないんですね。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 先生がおっしゃるのは、本来ならそういうことも配慮したことを書くべきかなということだと思います。

【柳井委員】 これは生活環境影響調査事項そのものを書いているだけで、維持管理に関する事項ではないと思っています。ほかのものを参考にされても多分こういうものではないような気もするわけです。どこかでは書かれていますかね。ここに書くのは違うような気がします。

【齋藤（利）会長】 記載に対して疑念があるということだと思います。

【柳井委員】 資料全体を見れば、どこかにはどうやって運転しますと書いてあるんですけれども。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 ここは、申請書として受け取っておりまして、告示・縦覧も終わっているところですから、この結果にプラスして維持管理上の手続としてそういうものを付けて、そのような管理を行って環境には影響ないものとするということで付け加えさせていただきたいと思います。

【柳井委員】 別でもどこでも分かるように。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 では、丸徳さん、それをお願いします。

【申請者】 はい。

【齋藤（利）会長】 ありがとうございます。柳井委員、ほかにも何かいくつかあるというような雰囲気でしたけれども。

【柳井委員】 続けて言いますと、これも私の勘違いかもしれないけれども、同じところで、排ガスの生成及び放流水の水質の測定頻度のところが、適切（年 1 回）に対応すると。これは法としては年 2 回じゃないですか。違いますか。1 回でよろしいんですか。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 水濁法の排水基準が関わっているものについては、恐らくそういう書き方になっています。

【柳井委員】 排ガス及び放流水の測定については、関係法令に従い適切（年 1 回）に対応するとありますが、年 2 回というものもあると思います。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 今回は排水がないので、恐らく基準がかかってこないものだと思います。

【柳井委員】 いや、排ガスは……。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 排ガスはもちろん年 2 回です。

【柳井委員】 排ガスは年 1 回じゃない。もう一回調べなければいけないですが。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 物質によって年 1 回のものと 2 回のものがあると思うので。

【柳井委員】 ダイオキシンは年 1 回ですね。ほかの大気汚染物質は。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 NO_x とか塩化水素は年 2 回です。

【柳井委員】 年 2 回のものがないです。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 ここは訂正するようにいたします。

【柳井委員】 もう一回確認していただいて。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 はい、分かりました。

【柳井委員】 もし法と違っていれば直していただいて、違っていなければそのままです。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 分かりました。ありがとうございます。

【柳井委員】 その辺の関係で、整合性もあって、後でご質問をしたいことがたくさんあります。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 そうしたら、後でまとめたものを頂ければ。

【柳井委員】 書きっぷりの話だけとか。例えば、どうということはないんだけど、生活環境のところの公害防止の目標値というのがあります。目標値が、これは法規制値を書かれているような気もしているんです。生活環境をやる前提条件のところでは。

【齋藤（利）会長】 何ページでしょうか。

【柳井委員】 生活環境影響調査の 13 ページです。公害防止計画がありまして、私は騒音、振動は見てなくて大気しか見なかったのですが、大気は大防法に基づく規制基準を遵守すると書いてありますが、これは大防法の値ですか。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 数値を見ると大防法の規制値ですね。目標値ではありません。

【柳井委員】 大防法の値だとすると、これも書き方の問題ですが、公害防止計画目標値ではないです。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 目標値ではないです。基準値ですね、これは。

【柳井委員】 守らなければいけない数字ですから、大防法の値を目標にするというのはとんでもない話なので。これが大防法より厳しくなっていれば。ただ、目標としても維持管理計画上目標になれば法規制ですから。自分で定めて維持管理計画に出しますね。法規制値を守るのと同時に維持管理計画に。

さっき私が維持管理計画にちゃんと書いたほうがいいというのは、維持管理計画に書いたものは自分で出したものでも法規制値です。守らなければいけないんです。上乘せの場合でも。ただ、この場合、何となく法と数字がみんな一緒らしいので、それは構わないんですが、その上に目標値というやり方だと、目標値にされても困るんだなというふうなところはあります。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 ここは差し替えるようにいたします。

【柳井委員】 差し替えというか、目標値ではまずいのではないのでしょうか。規制値は守らなければいけないですから。という感じで、全体的にはそういう部分が非常にあります。書きっぷりとか。

【齋藤（利）会長】 同じような趣旨でまた気になるころがあれば、細かくは市のほうにお伝えいただくということでしょうか。ありがとうございました。

ほかの方から何かご意見があれば。もしくはご質問でもいいと思います。頂ければと思います。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 悪臭についてですが、生活環境影響調査 6 のところの 120 ページ、悪臭の許容臭気指数、許容臭気濃度ですが、これは悪臭防止法の規制に基づいて排出口の基準を計算された結果がこの値なののでしょうか。

【齋藤（利）会長】 120 ページの許容臭気濃度の 1,000 と書かれているところですね。

【高橋委員】 そうです。私が全部のデータがよく分からなかったのですが、例えば周辺建物の高さ 10m で計算したら 36 ぐらいに臭気指数になって、もうちょっと緩

い数字だったのですが。

【申請者】 悪臭防止法の許容限度としてたしか 1,000 で設定したと思ったのですが、確認します。

【高橋委員】 計算されてそうされた。分かりました。

【申請者】 その結果、排出条件にして周辺への環境、大気の短期の予測にしましたけれども、悪臭だと 30 秒の短時間でやりますので、そういったもので予測しております。

【高橋委員】 その下の臭気排出強度ですが、臭気排出強度は時間当たりではなくて分当たりで計算することになっていて、そうすると、これを 60 で割ると 1.45 掛ける 10 の 5 乗なので、一応、経験的には 10 の 6 乗ぐらいになると悪臭苦情が発生する可能性が出てくるので、このままの数字で出されると 8.7 掛ける 10 の 6 乗ですか、大きい数字になるので、これは分当たりで直されたほうがいいかなと思います。

【申請者】 分かりました。書き直します。

【高橋委員】 あともう一つ、115 ページの悪臭調査結果で、特定悪臭物質 22 物質の測定結果を記載されています。資料の 45 ページ、計量証明書がついていて、アンモニアの測定結果が風下側で 0.08 となっているけれども、計量証明だと 0.05 未満。あと、硫化水素も数字を出されているのですが、0.0005 未満となっています。ここの数字はどこから来ているか。

【申請者】 確認させていただきます。

【高橋委員】 分かりました。そこら辺が気になったのと、今日現場を見させていただいて、すぐそばに市のし尿処理場があるということなので、アンモニアとか硫化水素なんかは検出されるのかもわかりませんが、臭気指数、臭気濃度の目標値なんかも、それを達成するための具体的な方法をもう少し教えていただければと思います。

一応、以上です。

【齋藤（利）会長】 その方向について今確認をしたほうがよろしいですか。何か説明をいただきますか。

【高橋委員】 もし実際の具体的な内容があれば教えていただければと思います。

【齋藤（利）会長】 悪臭防止のためにどのような措置を具体的にとられようとしているのかというところについて、ご説明を頂きたいということです。

【申請者】 数値に関しては、今言ったように、もう一度再チェックさせていただきます。今、基準値と目標値のお話がありましたので、当然、基準値として捉えて運用しますので、その辺のマニュアルを含めまして後でご相談させていただきます。

【齋藤（利）会長】 今のご質問は、数値の問題ではなくて、悪臭防止に関してどのような措置というか、具体的な対策をとられようとしているのかというところを説明していただきたいという話かと思います。

【高橋委員】 排出口での臭気濃度を 1,000 にするという事なので、燃焼施設で 1,000 にするのはかなり厳しいのかなとも思うのですが、そこら辺、実際そういうふう

な実績で把握されているのかなと思ひまして。

【申請者】 近藤設備設計の柳原と申します。よろしくお願ひいたします。

焼却炉の悪臭の防止というか対策の件ですが、弊社の焼却炉は、一般的には直接燃焼法という方式を用いて酸化廃棄物の燃焼を行います。臭気が出たときに、直接燃焼法というところで、一般的に文献では 600℃から 800℃という温度帯で燃焼しますが、弊社の焼却炉は、大体 850℃以上とか 1,000℃ぐらいでストーカーのところで産業廃棄物を燃やすんですが、その温度ぐらいで維持管理をふだん行ひます。

直接燃焼法の長所ですが、最も脱臭効果が得られるやり方であるとか、脱臭効率の経年劣化が比較的少ないというところで、弊社の設備は直接燃焼法というのを行ひております。

あとは、実際運用しているときに、どうしても燃やすものの状態で温度が下がってくることもあるのですが、そういうときには補助バーナーというか着火バーナーみたいなものを設けていますので、炉内温度が下がってきたら、バーナーをつけて炉内温度を高温に維持させるやり方を自動制御をかけるような運用にしております。

【高橋委員】 1 週間に 1 回立ち下げ、立ち上げをされるわけですね。24 時間運転で 1 週間に 1 回は止められているんですよね。そういう立ち上げ、立ち下げのところでそういう温度を保つように燃焼バーナーを……。

【申請者】 立ち上げのときは当然、事前に炉内温度を上げるためにバーナー着火させて温度を上げて。

【高橋委員】 そういうところで温度が低くなると、臭いの分解ができなかったりすることがあると思います。

【申請者】 廃棄物というか投入物は温度が上がってからやるような運用にしております。

【高橋委員】 立ち下げのときもですね。

【申請者】 立ち下げのときも、要は燃え切ってから温度を下げるみたいなイメージです。燃料の投入を止めてもある程度バーナーで温度維持をさせておいて、本当に燃焼物がなくなって灰で出てきてというのを確認できれば、徐々にバーナーの火を止めて炉内温度を下げて立ち下げに入るといふ形になります。

【高橋委員】 分かりました。

【齋藤（利）委員】 どうもありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

【柳井委員】 炉温については 1,000℃と 900℃と 2 つありますが、どちらでやるという感じですか。設計計算書は 1,000℃で書いてあります。800℃以上だからどちらでもいいけれども、数字がいくつもあるような感じなので、同じにしておいたらいいと思います。

それから、さっき言ひましたように、バーナーの能力で 800℃以上 900℃まで上げてから燃焼物を投入する。それから、燃え切ってから 800℃以下に下げていくということによろしいんですね。

【申請者】 はい、そうです。

【柳井委員】　そういう形の操作マニュアルになっているということによろしいですね。

【申請者】　はい。

【齋藤（利）会長】　そこは今の 800℃でよろしいんですね。

【柳井委員】　800℃以上がダイオキシン対策上は必要ですから。炉温については速やかに上げるですけれども、基本的には今言ったように炉に入れる前に炉温を上げるんです。上げてから投入するのが基本で、今そういうふうにとおっしゃっていましたが、それはそれで。下げるときも完全に燃やし切ってから炉温を下げる。つまり不完全燃焼とか温度の低い域の燃焼はないという形でご説明されているので、それはそれで全くよろしいと思います。

【齋藤（利）会長】　そこの管理の方法は何かここに記載がありますか。

【柳井委員】　それがないんです。ただ、今、そういうマニュアルになるというお話ですから、操作マニュアル等々はそういうふうになって、見せていただくかどうかは分かりませんが。

【高橋委員】　あとは、停電があった場合の非常電源はちゃんとあるのでしょうか。停電があった場合、悪臭だけではなくてほかの有害物質等もそのまま出てしまうと思います。

【申請者】　停電のときには、ポンプとかモーターとか送風機という動力自体の電源は、確保できないので、止めたままでしかないのですが、非常用放熱ダンパーというものは設けていまして、要は、停電、地震などが来たとき、電気が来なくなって設備がどうしても動かせないとなったときに、廃棄物は炉内で燃えているものですから、そのままですと炉内の圧力がプラス圧になってくる。誘引ファンで吸わなくなるものですから。そうなってくると、プラント自体は当然シール性は確保しているのですが、それでもやっぱりどこからか火が飛び出てくるみたいな危険性があるので、そうなる前に焼却設備の上のところに逃がしみたいイメージでダンパーを設けて、そこから逃げることで炉を守るというか、あとは 1 階等で人が被災しない対策を取るような設備にはしております。そこを動かすだけの電源は非常用電源で確保するとか、そういうことは考えております。

【齋藤（利）会長】　ありがとうございます。よろしいですか、高橋委員。

では、柳井委員、引き続きで。

【柳井委員】　今のは、燃焼室の上部の爆発口みたいなやつにダンパーがついているということですか。

【申請者】　そうです。

【柳井委員】　何かかと、聞こうと思っていました。それは必要なんですか。つまり、そこから未処理のものが出てしまうわけですね。いくら緊急時といっても。

【申請者】　そうですね。

【川瀬産業廃棄物指導課長】　大体焼却施設ですと、やはり停電になると……

【柳井委員】　最近はあまりつかないですね。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 中は加圧されてしまうので、逃げとしてダンパーがついているものはあります。

【柳井委員】 安全ですからね。分かりました。それはそれでいいです。

関連で、先ほど操作関係のお話があったので、一般廃棄物を燃やす場合だと、極力均一にして投入しなさいということですが、今回の場合はいろんなものを処理していくので刻々というわけではないですが、燃焼物の性状が少し変わってくるわけですね。そういうときの安定的な燃焼状態を維持するのはすごく難しいことなのか、そうでもないのか。あるいはどうやってやるのかという感じです。

例えば、入れることによって炉温が下がってはいけませんね。その場合、どうやって炉温が下がらないようにしていくのだとか、さっきの操作マニュアルではないですが、たくさんものを入れ替わりながら入れていくわけですね。物質が変わるので、臭いも変わるし、色も変わってくる。温度も少しずつ変化しながら、最低でも 800 何℃以上、900℃を維持しながら常に運転していくための操作マニュアルというのはどんなものなのかなと。

つまり、異常になると炉温が急に下がったりするわけですから、それは特措法上も駄目なわけです。それを安定して維持管理できるやり方というのは、例えば計測装置だとか監視体制がどうかというのは資料を見る限り分からないんです。一般廃棄物の場合、中央制御室があって、監視計器があって、異常値があってトレンドを見たりしてやっているんですが、この場合は、どの程度常時監視されるか分からなくて、見た感じだと、現場計器をパトロールで見ているかどうかとか、あと、モニタリングもさっき言った大防法の場合、アセスのモニタリングだけみたいな書き方がある。フローシートで書いてある計測器は、小さい字だったので見えなくて何が設置されているか分からないので、トータルとしていろんな物質を、日々刻々ではないでしょうが、安定して一定以上の法基準値の維持管理基準も 800℃とあるわけですね。CO のピークが 100ppm 以下だとか法律で決めている。それは連続測定で決まっているんです。計測器があるんでしょうけれども、それが常に維持できるような運転方法をするというのはどうやってやるのかなと。

つまり、中央制御室的なものも見当たらないような感じもしたので、どうやって日常管理されて問題ないように管理されていくのか。どこかうまく書けないものかなという気もしました。申請書上の話かどうかちょっと微妙ですが、フローシートも出ていますから、場合によってはある程度書いていただいて、分かるようにしておいていただくと、みんなが安心して、ああ、そういうふうな運転をするのかと。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 今、先生のおっしゃっていることは、維持管理上のあくまでも……

【柳井委員】 運転操作上の話です。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 そうですね、運転上のことなので。今回は施設の設置についてですので、設置した後、どうやって維持管理していくのかというのは、設置後それは見ていくという話に極論になってしまうのですが、本当は許可をする段階

で……

【柳井委員】 維持管理計画も出されているわけですね。ただ、維持管理計画が維持管理の概要なんです。維持管理計画は出さないんですでしたか。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 維持管理計画は出していないでしょう。

【柳井委員】 設置のときに出すものでしたか。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 維持管理計画はまだです。

【柳井委員】 維持管理計画は結構細かいのもある。さっきの数字も含めてですけども。モニタリングなんかもよく分からないところもあります。つまり情報開示をどのくらいするのか。法的に求められたものもありますし、あるいは自分たちでこうしますとたくさん公開していることもあるようですから、この場合はどうするのかというのも書き込んでもらえると安心感があると思います。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 そこは今回の審議会の意見として、維持管理上、しっかりマニュアル等をつくり、遵守することみたいな形に。

【柳井委員】 つくっていただくことには当然なるのですが、いろんなものが入ってくるということなので、結構大変かなと思っています。

【齋藤（利）会長】 それは単独で燃やされるときとか、混合で燃やされるときとか、それによって出てくるものもいろいろ違ったりとか。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 炉内温度を適正に管理するということに尽きると思います。

【齋藤（利）会長】 ということなんですね、基本的には。炉内温度をモニタリングして自動的にサポートの燃料を入れたりということで温度の管理はするということでしょう。恐らく単独の物質で入れても、それが生きますよという計算書があったのではないかと思います。

【柳井委員】 物質の測定については、ばい煙発生施設ですから年何回かというのはありますけれども、連続測定とは書いてありますが、ただ、最近は連続測定計器はたくさんありますから、お金もかかりますけれども、いろんな物質の連続測定計器あるいは法で必要な連続測定項目と組み合わせて安全・安心、どこまでやれとはい切れないですが、法律で求められていないものまでやるというのは難しい話ですが、ただ、求めるのは当然つけないといけないし、求められないものまでどの辺まで管理できるのかというところですかね。

【齋藤（利）会長】 実際動き出してから運転管理のところもしっかりしてくださいというご意見だと思います。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【齋藤（尚）委員】 いくつかお聞きしたいことがあるのですが、資料の 35 ページ、36 ページあたりの大気の調査結果と予測結果の関係についてお聞きします。今日もかなり風は強かったのですが、SPM、特に冬場は多分風が強いこともあって、瞬間値ではかなり高い値が現場では観測されているようです。実際、今回、1 日 20t という焼却炉を新設したということで煙突の高さも設定して予測した結果は、あまり

SPM も数字としては高くないんです。確かにこの数字自体は、84 ページの予測結果では 1 時間値も SP もそんなに高くないのですが、これはもともとこれまでの施設に比べて、処理能力もこの単体では 20t ということなので、そんなに大きくないからということなのか、単に燃やすものが違うのかということ。

あと、表 4-1-37 というのは、今回の新設の焼却炉に対して出てくる予測値だと思いますが、冬場なんかは結構環境基準に近いような SPM がもともとこの敷地では観測されていると思います。これは足すとそれなりに高い数値になってしまうと思うのですが、まず、今回の予測結果がかなり低いというところに対して教えていただきたい。

【申請者】 まず、SPM がちょっと高かったというのは、確かに 36 ページのグラフを見ても、これは昼間の値なので事業が稼働していたとき、今日も風は強かったですけれども、巻き上げの粉じんだとか、SPM は細かい話なんです、そういったものも……。

【齋藤（尚）委員】 ただ、風速も、恐らく大気を調査している地点というのは固定で夏と冬に測っておられると思うのですが、単純に風向だけで決まってくるものなのか。これは値としてはかなり高いので、本当に風速・風向だけで説明できるのか単純に疑問に思ったのと、それに対して、今回の焼却炉で、逆転層だとかいろんな大気条件を設定して予測した結果は 1 桁小さいので、それは燃やすものの違いなのか、どういう見積もりでこういう値なのか。今回に関しては桁が 1 桁小さいので、これを新設することで影響は変わらないという資料だと思いますが、この数値だけ見るとそうなのですが、もともとバックグラウンドが高いので、そこもちょっと懸念されるところかと。

【申請者】 丸徳さんだけではなくて、周囲にもいろんな工場がありますので、そういった影響も多分受けていると思います。

その中で、今回の予測については、煙突から排ガスがどう広がったと予測して、先生がおっしゃるように、1 時間値の表 4-1-37 については、あくまでも煙突からの排ガスの広がったときの着地濃度を全て示していますので、今回測ったバックグラウンドは特に加味していません。

その中で、確かに SPM は瞬間値的なところでいったら、複合影響もあるだろうけれども、事業者としてそこは環境基準を守っていかなければいけないという形もあるので、今回、予測条件としては、ばいじんを法規制値の濃度で出したときにどうかという予測を今回全てにわたって長期予測していますので、あとは運用の仕方、管理目標値というのは今後出てくるとは思いますけれども、そういったもので維持していただいて、できるだけ今回の影響濃度を低減していただくということは考えられるのではないかと思います。

【齋藤（利）会長】 よろしいですか、もしあれでしたら、追加でご質問いただいても結構かと思います。

【齋藤（尚）委員】 多分この表の示し方だと思いますが、86 ページの表 4-1-39 のと

ころで、環境基準と予測結果を並べて表にされています。環境基準というのはもちろん単独のものではなくて、その場での環境基準なわけで、それとバックグラウンドを足さない予測値を並べるというのが、知らない人が見たら、これは当然縦覧される資料だと思いますが、示し方として誤解を招くような印象があるのですけれども。

【柳井委員】 関連ですが、排出濃度とバックグラウンドと、それに対する合計値と環境基準があって、例えばこの施設の稼働によってどれだけ影響があるかというのを表にしておいてくれるといいんです。それに近い数字が、まだ環境基準にはなっていないけれども、78 ページに書いてあります。だからこの施設の稼働がどのぐらいプラスされたのかというのを表にしてくれると。

78 ページで、最大着地濃度が 550m 地点でそれぞれについて影響濃度が①バックグラウンドで合計で、これは日平均値でやるので単純に年平均値は駄目なんです、これでいくと①の影響濃度自体は少しプラスですが、そんなに悪くない。ただ、ダイオキシン寄与度はすごく大きくて、2 割なんです。この施設によって 2 割上がっている。その他は数%です。環境基準とはちょっと違いますが、そういう表を書いてくれると分かりやすい。この施設によって影響は何%でわずかであるとか、あるいは高いものについては燃焼管理をさらに徹底してどうだとか書いていけば、より施設の影響あるものに対して自覚して管理して、計算上高くなったものについてはさらに徹底する。これこそまさに法規制値より低い自己規制値をつくるという話なんです。ただ、環境基準をクリアしているので何とも。法規制値どおり、以下でしか排出しないと言っているのが駄目だとは言いきれない。それはオーケーなんです。ただ、寄与度が高い、この計算でいくとダイオキシンが 2 割ぐらいありますが、そうすると事業者としてどう判断されるかという PR の仕方もあるかもしれない。

【齋藤（利）会長】 そこは回答を少しいただけるようなので。

【申請者】 先ほど先生がおっしゃられた 86 ページの 4-1-39 の表、長期平均濃度は例えば二酸化硫黄は 0.0101ppm と今なっていて、その濃度の資料は 78 ページの 4-1-36 の日平均値の 0.0101 を持ってきています。長期はあくまでも年平均的なところなので、この表にも示していますように、年平均値、今回の影響濃度とバックグラウンド濃度を足して、それを日平均値に換算していますので、86 ページの上の長期平均濃度は基本的にはバックグラウンドは加味されていると。環境基準的には、二酸化窒素であれば 98%以上が日平均値の上端値になりますので、そういったもので評価するに当たってそういう変換をしてやっているということです。それと、ダイオキシン類は基準が年平均値なので。

【柳井委員】 ダイオキシンはそのままいいんですか。

【申請者】 ダイオキシン類は年平均値なので、ダイオキシンは寄与濃度とバックグラウンドを足した値で基準で評価している。

【柳井委員】 そうすると、78 ページの数字をダイオキシンは見えていいんですかね。

【申請者】 そうですね。86 ページの表 4-1-39 のダイオキシン類は 0.0558 とありま

すけれども、これは先ほど先生が 2 割ほどあると言われた 78 ページの表の年平均値なので。

【柳井委員】 それは承知はしていたんですけれども。

【申請者】 あと、短期平均については、これは今回は寄与濃度しか載せていないです。

【齋藤（尚）委員】 長期平均は書かれているのかもしれませんが、短期平均は恐らく予測値そのものだと思います。

【申請者】 そうなんですけれども、よく発電所のアセスとかだと、同一条件で例えば大気安定度 A とか B とかで、そのときのバックグラウンド、例えば周辺の測定局の風速、日射量等々併せて、そういったものの条件下で実際どのくらいのバックグラウンド濃度があるかという、発電所とか大きい施設だったらありますけれども、今回も環境省のマニュアルに基づいてやっていまして、環境省の廃棄物処理施設の生活環境影響調査指針の 2-10 ページに、短期平均濃度に関しては、予測に用いた気象条件と同一条件でのバックグラウンド濃度の設定が一般的に困難であり、煙突排ガスによる濃度と目標値の対比により検討するとマニュアルで決められていますので、今回はそれに基づいてやったという形です。

【齋藤（尚）委員】 長期平均のほうはバックグラウンドが書かれていて、短期平均のほうはそもそもバックグラウンドの見積もりが非常に難しいということで、例外的にというか、短期平均に関しては予測結果だけでいいということになっているわけですね。

【申請者】 マニュアル上はそうになっています。ほかの条例アセスとか法アセスとか、要は火力発電所とかですと、確かに先生がおっしゃられるように、こういった気象条件下でこういったバックグラウンドが出るでしょうというのは、1 時間値を全部細かく見て設定する場合も多々あると思います。今回はこのマニュアルに基づいてやったので、正直、そこは示すかどうか迷ったのですが、示したほうが皆さんが見ても疑問に思わなかったかもしれないのですが、今回、評価としてはそれに倣ってやってもらったと。ただ、今回は確かに SPM の 1 時間値なりは高いので、そういったものは発生源対策としては十分点検していこうと、そういった考え方です。

【齋藤（尚）委員】 この資料を前から読んでいきますと、最後に 4-1-39 のここに来るんですが、長期平均のほうはバックグラウンドが足されていて、下は足されていないというのが同じ表に並べてあるというのは、今日も視察に行かせていただいて、あの辺りは風がもともと強いですし、特に冬は瞬間的に強い風も吹くだろうと思って資料を見て、確かに SPM が高いなど。最後に同じ表で違う種類のものが一つの表にまとまっているというのは、表の示し方としてはあまりよくないのではないかと。

【申請者】 今回、表 4-1-39 は、基準と対比するだけとっていたので、確かに先生が言われるように、実際バックグラウンドが加味されているのかされていないのか分かりづらいので、そこは工夫したいと思います。

【齋藤（利）会長】 本案件に関わらず、今後このようなことがあったときにはそう

いうところも配慮していただいたほうがいいかなと思います。ちょっと誤解を招くような感じですね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

【杉田委員】 私は水のほうが専門ですが、施設から公共用水域へは排水しないということです。冷却水については循環して使われると思うのですが、井戸水を使われているのでしょうか。その辺のところをお伺いしたいのと、あと、場内に降った雨ですとか洗浄水は、申請書の最初のところを拝見いたしますと、村田川へ放流されるんですか。その辺のところをご説明いただければと思います。

【申請者】 水源については井戸水です。

【杉田委員】 井戸水はどのぐらいくんでいらっしゃるのですか。

【申請者】 水量ですか。

【杉田委員】 はい。

【申請者】 近藤設備設計の射場と申します。今回の設備で排水に関して、設備に関しての排水というのは特にございません。ただ、設備内における雨水排水は、先ほど説明があったように、それぞれのピットの中に入って、そこからずっと出て、生物処理とかその他の処理をされて放流されるという形になります。

今回の設備に使うガス冷却塔がありますが、そこで水をふかして、排ガスの中の温度が高いものですから、それは全部そこで吸収されて、最終的にはガスと一緒に煙突から出ます。ただ、噴霧する量としては、計算上は 4t/時間ぐらいです。4t/時間をガス冷却塔の中に噴射、要は先ほどから出ていますように、焼却炉がありますけれども、焼却炉の温度が 800℃から 1,000℃となると、それだけの熱量が出ていて、後ろにバグフィルターがございます。そこでばいじんを集じんするのですが、バグフィルターのろ布の温度が 180℃ぐらいでないと焼けてしまいますので、焼けないためには 180℃よりも落とさないといけない。だから、800℃から 1,000℃ぐらいの温度のものを、ガス冷却塔の中をガスが通るのですが、ここへ水を細かいスプレーをしまして一気にガスの温度を下げる。180℃から 200℃ぐらいになったものがバグフィルターに入って、そこでろ布の間を通り抜けてばいじんを取るという形になっています。ふかす水の量としてはざっと 4t/時間ぐらいになります。

【杉田委員】 そうすると、井戸水を 4t さらにこれから多く揚水するという計画ですね。

【申請者】 補足しますと、井戸からくみ上げたものを、水タンクがプラント内にありますので、そこに貯水してそれを使うというやり方をしています。ですから、全部一気にということよりも、一旦水タンクに貯水してそれを使っていくということです。

【杉田委員】 それから、村田川への排水はどこかで水質を測られているんですよね。どこを見たらいいのかよく分からなかったのですが。

【齋藤（利）会長】 雨のことですね。

【杉田委員】 はい、そうです。場内の洗浄した水。

【齋藤（利）会長】 出るときの濃度管理の話ですね。

【杉田委員】 それはどこでされているんですか。

【申請者】 先ほど話したように、場内の雨水等は、全部一か所に集中して生物ろ過と油水分離を通して放流していく。それは年 2 回検査をしております。

【杉田委員】 分かりました。ありがとうございました。

【齋藤（利）会長】 それでよろしいでしょうか。

【杉田委員】 雨水のほうもちょっと。揚水の影響は見なくて大丈夫なんですか。

【申請者】 揚水に関しては井戸水設置法ではないけれども、それで届出をしておりますので、地盤沈下云々は大きな目では予測していませんが、大丈夫だと思います。

【杉田委員】 ありがとうございました。

【齋藤（利）会長】 杉田委員の 2 つ目の質問にかぶせるんですけれども、あそこの敷地内に降ったものは全て処理装置のほうに入っていくという理解でよろしいのでしょうか。

【申請者】 そうです。

【齋藤（利）会長】 そういう設計になっているということですね。

【申請者】 なっています。

【齋藤（利）会長】 それを今回、新設のというのは、もうつくられているということですね。

【申請者】 あります。

【齋藤（利）会長】 それを新設されるに至った経緯というか、それまでは油水分離装置だけだったような感じがするのですが、違いましたか。新設が油水分離装置だ。

【申請者】 そうです。付け加えますと、ちょうど中心のところに防油タンクを 1 つ設けますので、防油堤からあふれないように油水分離をつけます。その油水分離したものは既存の生物ろ過槽に入るように設計しています。

【柳井委員】 煙突の材質は何ですか。焼却炉というのは、止めたときは中に鉄さびがあつという間に発生しやすいんです。それを掃除しないと鉄さびが発生して自動車に突き刺さって莫大な賠償責任を負うことがあるので、材質がステンとか別かで違うけれども、いずれにしてもきちんと煙突を管理しないと大変な損害を食いますから、よく注意したほうがいい。

それから、煙突が 15m で、作業床が 12～13m ぐらいあるので結構近いんです。そこで作業を日常的にされることはないのだろうけれども、ダウンドラフトとかいろんな風向によって、煙突の排ガスを作業場はもろに吸うようなことはないのだろうかと。作業手順上、行くなとか、最上階に行くときにはどうだとか、いろんなマニュアル上の管理をされておいたほうが、最上階と数メートルの差しかないので、作業安全上どうかなという気もしました。その辺は安全管理上の話なので、どこかにちゃんと危なくないようにしてもらえば。それから、煙突は掃除をちゃんと確認しながら立ち上げたほうがいいので、そういう意見です。

【齋藤（利）会長】 分かりました。ありがとうございます。供用後の運転管理等に

つきまして、気になることは後で事務局のほうに言っていただいて、そこら辺についても配慮していただくことがいいことかなと思います。どうもありがとうございます。

おおむね時間が近づいてきたのですが、言い残したことがもしありましたら。

【矢野副会長】 騒音のことで伺いたいのですが、騒音のほうで予測計算されています。環境影響調査の 96 ページ、予測条件のところに音源の条件というのが書いてあって、一般的にやられているのは、騒音が発生する機械から 1m、この場合、1.5m の点もありますが、その点の騒音レベルを基準にして受音点での騒音レベルを計算するのですが、高さはどれくらいのところを使っているのでしょうか。

この図面を見せていただくと、焼却炉の炉自体の高さは随分高いですね。下のほう、この丸いのは押し込み送風機だと思いますが、これは電動機を使って騒音の量がかなり出てくるのだろーと思います。それが炉の塔の上の部分は抜けていて、ここから排出される。煙突のほうもちょっと心配なのですが、煙突の出口から音が出てくる。その辺は考慮されているかということです。

【申請者】 今ご質問のあった焼却炉のトップについているところは、あくまで非常用のものでございますので、ここは常時閉まっています。これからそのままガス冷却塔のほうに入るので、ここから出るということはございません。

今回の設備で一番モーターの容量的に大きいのは、煙突の手前にファンがございします。その容量が大きいものですから、それは一応防音ボックスを設けて対応しよう。

【矢野副会長】 それの電動機出力はどれくらいですか。

【申請者】 電動機出力は、私どもが最初に考えていた時点では 90kw ぐらいです。

【矢野副会長】 かなり大きいですね。

【申請者】 ええ、大きいです。ですから、基本的には防音ラギングでファンとモーターを覆うように考えています。

【矢野副会長】 ファンのほうはどうですか。ファンの吸い込みとかは開いているわけですね。

【申請者】 吸い込みはそのまま、排ガスがそのまま入って、出ていきますので。

【矢野副会長】 それは問題ないんですか。

【申請者】 それはガスの流れで。ですから、そのものについては。

【矢野副会長】 今の話はこの話（図面）ではなくて。

【申請者】 今のそこのものではなくて。

【齋藤（利）会長】 資料には入っています。

【矢野副会長】 誘引ファンのお話ですか。

【申請者】 そうです。誘引ファンが動力的に一番大きいものです。煙突より手前でございます。バグフィルターから誘引ファンを通して排気筒のほうに行きます。その誘引ファンのモーターの動力は 90kw ぐらいということなので、その防音設備を設けるということです。

【矢野副会長】 ファンも一緒にですか。

【申請者】 基本的に一応本体は全部囲います。

【矢野副会長】 もう一つ心配なのは、煙突の出口から音が放射音として出てくる。この図を見ると誘引ファンが一番大きいということであれば、空気は通っているわけで音も一緒に出てくるのが心配されるのですが、その辺の検討はされていますか。恐らくこの環境影響評価に載っている 1m 点というのは、地上 1.5 とかそれぐらいのところでやられているのだろーと思います。

【申請者】 ちなみに、今回の 20t の炉でございますけれども、実はこれとほぼ同じものを名古屋市で私どもやっております、それに関しては、騒音に関してのものは、先ほどのファンにラギングして、それ以外のものは特に騒音の問題という形にはなっていません。

【矢野副会長】 どこの点を取って計算しているかというのは、下の図ではすごく小さくて分かりづらかったので、防音弁を回すことをされているので、その防音弁の効きが一番いいところを選んだのではないかと疑っているんです。

【申請者】 このファンについては、規則 1m に対して通常的に言うと 85 dB 云々とかいうベースは。

【矢野副会長】 音源高さに対して有効な防音弁がついているかどうかということです。

【申請者】 今、ボックスを設けて、そのすぐ横に 4m のコンクリート壁がございます。ファン自体は 1m とかそのくらいの高さで、コンクリート壁から 1m ぐらいしか離れていません。ですから、そこからの発生音は、基本的にはすぐその 4m の壁に全部反射される形になります。

【矢野副会長】 次のページで、環境基準で評価されていますが、ぎりぎりのところがあります。最大地点と書かれているところ、現況と合わせると 60 dB ぎりぎりというかぴったりのわけです。何かあると環境基準を守れないことになる。朝、昼間は基準のほうが上がっていますから、何とか収まっていますが、一番下の表の 4・2・8 の一番下の欄を見ると、夜間 23 時から 6 時のところで予測結果が 60 で基準が 60 と。ぴったり同じだからそれ以上はあれですが、先ほどのように考えている騒音源以外のものが加わったら、これは超えることになりますので、その辺の検討をしていただければと思いました。

現況そういうものをつくられて、そのデータを基に 1m 点、1.5m 点の値を使われているということによろしいんですか。それとも、これはつくったメーカー側の、本当はパワーレベルを知りたいのですが、そういうデータを基にして使われている予測値なのでしょうか。その辺も実際に物があればそれを参考にするとか、そういうことをされるといいのではないかと思います。ここに載っている値は実測値ですか、それともメーカーのカatalog値といえますか、そういう値なのでしょうか。

【申請者】 この予測値自体はメーカーさんから頂いたデータを基にやっていますので、近藤設備さんのほうで、名古屋のほうに現状同じような施設があるという話で

あれば、例えばここでどのくらいの音があるのかというのを測ってみて、今回のものに当てはめてみて、具体的に影響がありそうだとか、ここは予測上値が上がって大きい騒音が発生する可能性があるのではないかとか、そういったものをもう一回検討させていただいて、必要に応じて対策するような形になるのではないかと思います。

【矢野副会長】 今のところ計算値ぴったりだから、ちょっと何かあったら超えてしまうなというところが心配なんです。

【柳井委員】 押し込みファンはあるんでしょう。

【申請者】 押し込みファンはありますけれども。

【柳井委員】 それはそんなに大きくない。

【申請者】 大きくないです。

【柳井委員】 フローシートに書かれていないから、一次空気の量も書かれていないので。

【齋藤（利）会長】 これはアセスにかけたと言いましたね。そこら辺の検討もアセスの中で基本的にはやられているんですよ。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 アセスの中でやられているはずです。

【齋藤（利）会長】 やられているということですね。そういった情報もあると誤解がないかもしれないです。分かりました。ありがとうございます。

柳井委員、よろしいですか。

時間いっぱいになってきましたので、よろしければ一旦ここで取りまとめをお願いしたいと思います。お願いします。

【川瀬産業廃棄物指導課長】 皆さん、いろいろありがとうございました。本日のご意見としていろいろ出たのですが、総合的にまずこの審議会からの意見として、運転時の維持管理、運転管理を徹底すること。あと、悪臭防止のために具体的な方法を取る。あとは騒音防止、騒音が発生したときは適切に装置を取る。その辺だと思うのですが、それを総称して、「稼働施設稼働時の維持管理、運転管理の徹底をすること」というようなご意見でよろしいでしょうか。

【齋藤（利）会長】 私はよいかと思いますが、何か皆様からもうちょっとこういう点がというところはありますか。よろしいでしょうか。

それでは、全体としておおむね問題はないようですので、これにて審議会を終了したいと思います。終了後、追加のご意見、ご質問があれば、事務局のほうへ提出していただくということで、特に供用後の話について何かありましたら、事務局のほうにお伝えいただければと思います。それを提出いただいて、事務局と私のほうで取りまとめをいたしました意見を本日の審議会の意見とさせていただきたいと思いますので、その点はご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、議題（3）の「その他」に移りたいと思います。事務局のほう、何かございますでしょうか。

【工平産業廃棄物指導課長補佐】 事務局より何点か連絡事項がございます。本会議の追加の質問、意見などございましたら、近日中に記入用紙をメールにて送信させていただきますので、8月3日（月曜日）までに事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、冒頭にもお伝えしましたが、本日の会議の議事録は公開いたしますので、後日、議事録案を事務局より作成の上、送付して確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【齋藤（利）会長】 分かりました。ほかに議事は特にないということですね。どうもありがとうございます。

特にないようですので、本審議会を終了させていただきたいと思います。事業者の皆様方、どうもありがとうございました。そして委員の皆様方、どうもありがとうございました。これにて終了させていただきます。

午後零時 00 分 閉会